

加山興業(株)の事業計画(既設炉)の産業廃棄物焼却施設の技術上の基準等に対する適合状況

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則のうち、該当する条項

条	項	号	省令条文	加山興業(株)の事業計画	技術上の基準への適合状況	申請書の記載箇所
12条		1号	自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。	構造計算及び煙突強度計算を行って設計し安全を図っている。	適合していると認められる。	・産業廃棄物処理施設の技術上の基準について
		3号	産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。	排ガスによる腐食防止のため、設備本体及びダクト鋼材は特性に応じた材質を使用し、その他アルマ加工、耐酸性耐火物、耐火断熱材等を施している。薬剤による腐食防止のため、耐酸性耐火物(急冷塔)、内面耐酸塗装(バグフィルタ)等を施し、薬剤供給配管には耐食性材質を使用している。排ガス冷却による低温腐食防止や塩化水素など酸性分の結露防止のため、バグフィルタはヒータにて加温し腐食対策とし、放熱対策として保温材を使用している。	適合していると認められる。	・産業廃棄物処理施設の技術上の基準について
		4号	産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。	受け入れた廃棄物は保管計画に基づき、専用保管スペースで保管し、飛散及び流出を防止する。悪臭が発散する可能性のある廃棄物はほとんどないが、発生が予期される廃棄物は蓋のある容器や建屋内で保管する。乾溜ガス化炉から排出される焼却灰は灰出扉より専用の容器へ格納する。ばいじんはバグフィルタ下部のロータリーバルブより直接容器へ排出することにより飛散及び流出並びに悪臭防止対策とする。	適合していると認められる。	・保管施設計画書 ・産業廃棄物処理施設の技術上の基準について
		5号	著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。	騒音対策については、発生源となる送風機や空気圧縮機は騒音の少ない機器を採用し、機器に応じてボックスや囲い等を設けて防止対策とする。振動対策については、振動の少ない機器を採用し、機器に応じて強度を考慮した基礎を施工しアンカーで固定する等行い、防止対策とする。	適合していると認められる。	・産業廃棄物処理施設の技術上の基準について
		6号	施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。	乾溜ガス化炉及び冷却炉に使用する水は全て大気へ蒸発し、急冷塔で使用する水は必要量のみを使用するため、施設からの排水はない。	適合していると認められる。	・PROCESS FLOW DAIGRAM(図面番号B210-0100) ・焼却装置処理工程図 ・設計条件 ・産業廃棄物処理施設の技術上の基準について ・産業廃棄物処理施設の技術基準及び維持管理基準について(図面番号B210-1002)
		7号	産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。	産業廃棄物の受入は施設の能力、過去の処理実績、将来の予測等を考慮し行っており受入設備はこれらに基づき十分な容量を有している。処理後に発生する焼却灰・ばいじんの貯留設備は処分間隔等を考慮し余裕のある容積としている。	適合していると認められる。	・保管計画書 ・産業廃棄物処理施設の技術上の基準について
		12条の2		法第十五条の二第一項第一号の規定による産業廃棄物処理施設の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、この条の定めるところによる。	—	—
	5項	令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設(次項に掲げるものを除く。)の技術上の基準は、第四条第一項第七号(同号ロ(1)及び(2)並びにヌからカまでを除く。)の規定の例によるほか、次のとおりとする。	—	—	—	
		1号	次の要件を備えた燃焼室が設けられていること。	—	—	—

条	項	号	省令条文	加山興業(株)の事業計画	技術上の基準への適合状況	申請書の記載箇所
		イ	<p>燃焼ガスの温度が摂氏八百度(令第七条第十二号に掲げる施設にあつては、千百度)以上の状態で産業廃棄物を焼却することができるものであること。</p>	<p>燃焼炉温度センサーで燃焼ガスの温度を検知し、燃焼温度コントロールシステムにより摂氏八百度以上に保つことができる設備となっている。</p>	<p>適合していると認められる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・乾溜ガス化装置構造・断面図(図面番号B220-0100) ・設計条件 ・PROCESS FLOW DAIGRAM(図面番号B210-0100) ・産業廃棄物処理施設の技術上の基準について ・産業廃棄物処理施設の技術基準及び維持管理基準について(図面番号B210-1002)
			<p>燃焼ガスが、摂氏八百度(令第七条第十二号に掲げる施設にあつては、千百度)以上の温度を保ちつつ、二秒以上滞留できるものであること。</p>	<p>燃焼炉温度センサーで燃焼ガスの温度を検知し、燃焼温度コントロールシステムにより摂氏八百度以上に保ちつつ、滞留時間を二秒以上確保できる構造及び容積となっている。</p>	<p>適合していると認められる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物処理施設の技術上の基準について
		2号	<p>令第七条第五号に掲げる施設及び同条第十二号に掲げる施設(廃PCB等及びPCB処理物の焼却施設に限る。)にあつては、事故時における受入設備からの廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該施設が設置される床又は地盤面は、廃油が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。</p>	<p>蓋付きのドラム缶等密閉できる容器にて廃油を貯留し、漏洩防止の受け皿を設けて廃油の流出を防止する。受け皿は、容器から廃油が流出することを考慮した容量としている。廃油等液物保管庫は鉄筋コンクリート造の壁及び床とし、床には耐食性及び耐溶剤性の塗床材を全面施工し、万一廃油が流出しても地下に浸透しない構造とする。</p>	<p>適合していると認められる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保管計画書 ・産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画 ・産業廃棄物処理施設の技術上の基準について
4条	1項	7号	<p>焼却施設(ガス化改質方式の焼却施設を除く。)にあつては、次の要件を備えていること。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
			イ	<p>法第九条の二の四第一項の認定に係る熱回収施設(同項に規定する熱回収施設をいう。第四条の五、第五条の五の五から第五条の五の七まで、第五条の五の十及び第五条の五の十一において同じ。)である焼却施設にあつては外気と遮断された状態でごみを燃焼室に投入することができる供給装置が、それ以外の焼却施設にあつては外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的にごみを燃焼室に投入することができる供給装置がそれぞれ設けられていること。ただし、環境大臣が定める焼却施設にあつては、この限りでない。</p>	<p>固形状のごみは乾溜ガス化炉へ一括投入後、上部の投入扉を開めることにより完全に密閉され、外気と遮断される。液状の廃棄物は燃焼炉で処理する。燃焼炉は密閉構造となっており外気と遮断される。</p>	<p>適合していると認められる。</p>
		ロ	<p>次の要件を備えた燃焼室が設けられていること。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
		(3)	<p>外気と遮断されたものであること。</p>	<p>密閉構造となっており、外気と遮断される。</p>	<p>適合していると認められる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・乾溜ガス化装置構造・断面図(図面番号B220-0100) ・産業廃棄物処理施設の技術上の基準について
		(4)	<p>燃焼ガスの温度を速やかに(1)に掲げる温度(摂氏八百度以上)以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。</p>	<p>燃焼ガスの温度を速やかに摂氏八百度以上に昇温し運転を開始するため、制御バーナ及び補助バーナを設置している。燃焼温度コントロールシステムにより温度を保つため、温度を検知する燃焼炉温度センサーと、乾溜ガス発生をコントロールする空気調節弁を設置している。</p>	<p>適合していると認められる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・乾溜ガス化装置構造・断面図(図面番号B220-0100) ・産業廃棄物処理施設の技術上の基準について
		(5)	<p>燃焼に必要な量の空気を供給できる設備(供給空気量を調節する機能を有するものに限る。)が設けられていること。</p>	<p>燃焼に必要な量の空気を供給できる押込ファンを設けている。供給空気量は燃焼炉出口温度センサーで温度を検知し、空気調節弁により、乾溜ガス化炉及び燃焼炉への供給空気量を調整することができる。</p>	<p>適合していると認められる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・フローシート(図面番号T-2507) ・焼却炉・ガス冷却室構造図 ・産業廃棄物処理施設の技術上の基準について ・産業廃棄物処理施設の技術基準及び維持管理基準について(図面番号B210-1002)
		ハ	<p>燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p>	<p>燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための温度センサーを燃焼炉に設置している。温度の記録は制御盤に設置している記録計で行う。</p>	<p>適合していると認められる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却炉・ガス冷却室組立図(図面番号T-2588) ・産業廃棄物処理施設の技術上の基準について ・産業廃棄物処理施設の技術基準及び維持管理基準について(図面番号B210-1002)

条	項	号	省令条文	加山興業(株)の事業計画	技術上の基準への適合状況	申請書の記載箇所
		ニ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。	急冷塔を設けて、冷却水を噴霧することにより、集じん器(バグフィルタ)に流入する燃焼ガスの温度を摂氏二百度以下になるように冷却することができる。急冷塔出口ガス温度を温度センサーで検知し、二百度以下になるように冷却水の噴霧量を自動制御する調節弁を設けている。	適合していると認められる。	・排ガス処理装置構造・断面図(図面番号B220-0101) ・設計条件 ・産業廃棄物処理施設の技術上の基準について ・産業廃棄物処理施設の技術基準及び維持管理基準について(図面番号B210-1002)
		ホ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度(ニのただし書の場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための温度センサーを集じん器入口ダクトに設置している。温度の記録は制御盤に設置している記録計で行う。	適合していると認められる。	・排ガス処理装置構造・断面図(図面番号B220-0101) ・産業廃棄物処理施設の技術上の基準について ・産業廃棄物処理施設の技術基準及び維持管理基準について(図面番号B210-1002)
		ハ	焼却施設の煙突から排出される排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備(ばいじんを除去する高度の機能を有するものに限る。)が設けられていること。	ばいじん除去のためのバグフィルタ、塩化水素中和のための消石灰供給装置、ダイオキシン類吸着除去のための活性炭供給装置を設置している。	適合していると認められる。	・排ガス処理装置構造・断面図(図面番号B220-0101) ・産業廃棄物処理施設の技術上の基準について ・産業廃棄物処理施設の技術基準及び維持管理基準について(図面番号B210-1002)
		ト	焼却施設の煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための濃度測定、記録計を煙突に設置している。濃度の記録は制御盤に設置している記録計で行う。	適合していると認められる。	・排ガス処理装置構造・断面図(図面番号B220-0101) ・産業廃棄物処理施設の技術上の基準について ・産業廃棄物処理施設の技術基準及び維持管理基準について(図面番号B210-1002)
		チ	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備及び貯留設備が設けられていること。ただし、当該施設において生じたばいじん及び焼却灰を溶融設備を用いて溶融し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により併せて処理する場合は、この限りでない。	バグフィルタから排出されるばいじんは下部のロータリーバルブより容器へ排出し、貯留する。サイクロンから排出されるばいじんはサイクロン下部へ排出し、容器へ移動させ、貯留する。乾溜ガス化炉、ロータリーキルン、固定床炉から排出される焼却灰は専用容器に格納する構造としている。	適合していると認められる。	・排ガス処理装置構造・断面図(図面番号B220-0101) ・灰出し方法 ・産業廃棄物処理施設の技術上の基準について ・産業廃棄物処理施設の技術基準及び維持管理基準について(図面番号B210-1002)
		リ	次の要件を備えた灰出し設備が設けられていること。	—	—	—
		(1)	ばいじん又は焼却灰が飛散し、及び流出しない構造のものであること。	ばいじんは飛散・流出しないようにバグフィルタ下部ロータリーバルブから直接専用の容器に排出・保管する構造としている。焼却灰は乾溜ガス化炉の灰出扉から専用容器格納する構造としている。	適合していると認められる。	・排ガス処理装置構造・断面図(図面番号B220-0101) ・灰出し方法 ・産業廃棄物処理施設の技術上の基準について ・産業廃棄物処理施設の技術基準及び維持管理基準について(図面番号B210-1002)
		(4)	ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合することができる混練装置が設けられていること。	—	—	—
12条の6			法第十五条の二の三第一項の規定による産業廃棄物処理施設の全てに共通する維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。	—	—	—
	1号		受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。	受け入れる産業廃棄物重量は、自社事業場内のトラックスケールにより計量を行う。施設へ受け入れる際には、再度計量するとともに、品目や性状、組成等をWDSにて確認するとともに、目視確認し、施設の処理能力に見合うか判断する。	適合していると認められる。	・産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

条	項	号	省令条文	加山興業(株)の事業計画	技術上の基準への適合状況	申請書の記載箇所
		2号	施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	固形廃棄物類は、投入バケツにて乾溜ガス化炉へ投入する。引火性廃油は、燃焼炉へ定量的に投入する。投入する前に投入作業者は目視確認を実施する。 以上により、施設の処理能力範囲内の運転を維持する。	適合していると認められる。	・産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画
		3号	産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	産業廃棄物の流出や乾溜ガス化炉・燃焼炉など温度の急激な変化や地震・停電など異常な事態が生じたときは、装置が強制的に運転を停止するシステムになっている。運転停止後、緊急連絡体制に従い、速やかに責任者・関係者に連絡する。直ちに流出した産業廃棄物の回収、その他生活環境の保全上必要な措置を講ずる。 また、乾溜工程時にガスの発生を停止するなど、装置を強制的に停止させる場合には非常時停止ボタンにより緊急停止させる事ができるシステムとなっている。 なお、強制的に停止させた場合でも乾溜ガス化炉から発生した未燃ガスは高温状態の燃焼炉を通過する際に酸化・分解された状態で緊急放出弁から建屋内に放出される。	適合していると認められる。	・その他産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項 ・産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画
		4号	施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。	施設の正常な機能を維持するため、点検項目を記載した点検表に基づき日常的に施設の自主点検を実施する。また、メーカーによる保守点検を年1回以上実施する。	適合していると認められる。	・維持管理に関する検査等計画書 ・産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画
		5号	産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	受け入れた廃棄物は保管計画に基づき、ビツト・容器で保管する。 焼却灰は乾溜ガス化炉の灰出扉から排出し、直接専用の容器で保管する。ばいじんは専用の容器で保管する。これらの措置を講ずること、飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止する。	適合していると認められる。	・保管計画書 ・産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画
		6号	蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	受け入れた廃棄物は、速やかに処理する。保管する場合には、保管計画に基づき専用保管スペースで保管し外気と遮断することで蚊、はえ等の発生の防止に努める。また、日常的に清掃を行い構内の清潔を保持する。	適合していると認められる。	・産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画
		7号	著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	騒音については発生源となる送風機や空気圧縮機に騒音の少ない機器を採用し、防音ボックスや囲い等をつけて防止対策とする。 振動については、振動の少ない機器を採用し、強度を考慮した基礎を施工して防止対策とする。稼働状況に関する定期的な点検を行い、不具合による異常の発生を防止する。	適合していると認められる。	・産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画
		9号	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置(法第二十一条の二第一項に規定する応急の措置を含む。)の記録を作成し、三年間保存すること。	施設の維持管理に関する点検・検査・その他の措置の記録(異常な事態・緊急時に行った応急措置、メーカー点検含む)を作成し、三年間保存する。	適合していると認められる。	・産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画
12条の7		法第十五条の二の三第一項の規定による産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、この条の定めるところによる。	—	—	—	
	5項		令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設(次項に掲げるものを除く。)の維持管理の技術上の基準は、第四条の五第一項第二号(同号ハ及びナからケまでを除く。)の規定の例によるほか、次のとおりとする。	—	—	—
		1号	燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度(令第七条第十二号に掲げる施設にあつては、千百度)以上に保つこと。	燃焼炉温度センサーで燃焼ガスの温度を検知し、乾溜ガス化炉及び燃焼炉への供給空気量の自動調整によりガスの発生を安定させ、発生したガスを燃焼温度コントロールシステムにより管理することで燃焼炉温度を摂氏八百度以上に保つ。制御盤に温度を常時表示させ、運転管理を行う。	適合していると認められる。	・乾溜ガス化装置構造・断面図(図面番号B220-0100) ・産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画 ・産業廃棄物処理施設の技術基準及び維持管理基準について(図面番号B210-1002)
		3号	令第七条第五号に掲げる施設及び同条第十二号に掲げる施設(廃PCB等又はPCB処理物の焼却施設に限る。)にあつては、廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、第十二条の二第五項第二号の規定により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認められた場合には速やかに必要な措置を講ずること。	蓋付きのドラム缶等密閉できる容器にて廃油を貯留し、漏洩防止の受け皿を設けて廃油の流出を防止する。受け皿は、容器から廃油が流出することを考慮した容量としている。廃油等液体保管庫は鉄筋コンクリート造の壁及び床とし、床には耐食性及び耐溶剤性の塗床材を全面施工し、万一廃油が流出しても地下に浸透しない構造とする。また受け皿の定期点検を実施して、廃油の流出防止に努め、廃油が施設から流出するなどの異常な事態が生じたときは、施設の運転を中止し、直ちに流出した廃油の回収措置を講じるとともに、速やかに緊急連絡体制に従い責任者・関係者に連絡する。	適合していると認められる。	・保管計画書 ・産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画
4条の5		法第八条の三第一項の規定によるごみ処理施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。	—	—	—	

条	項	号	省令条文	加山興業(株)の事業計画	技術上の基準への適合状況	申請書の記載箇所
		2号	焼却施設(ガス化改質方式の焼却施設を除く。)にあつては、次のとおりとする。	-	-	-
		イ	ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。	-	-	-
		ロ	燃焼室へのごみの投入は、法第九条の二の四第一項の認定に係る熱回収施設である焼却施設にあつては外気と遮断した状態で、それ以外の焼却施設にあつては外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、第四条第一項第七号イの環境大臣が定める焼却施設にあつては、この限りでない。	固形状のごみは乾溜ガス化炉へ一括投入後、上部の投入扉を開めることにより完全に密閉され、外気と遮断される。引火性廃油は燃焼炉で処理する。燃焼炉は密閉構造となっており外気と遮断される。	適合していると認められる。	・乾溜ガス化装置構造・断面図(図面番号B220-0100) ・廃棄物投入方法 ・産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画
		ニ	焼却灰の熱しやく減量が十パーセント以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあつては、この限りでない。	乾溜工程終了後、灰化工程の維持管理を行い未燃カーボンの強制酸化燃焼を行なう(乾溜ガス化炉の空気調整弁開度を上げる)ことにより、熱しやく減量を十パーセント以下に維持する。	適合していると認められる。	・産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画 ・産業廃棄物処理施設の技術基準及び維持管理基準について(図面番号B210-1002)
		ホ	運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。	運転を開始する場合には、バーナ炉の制御バーナと燃焼炉の補助バーナを作動させることにより、炉温を速やかに上昇させる。	適合していると認められる。	・乾溜ガス化装置構造・断面図(図面番号B220-0100) ・産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画 ・産業廃棄物処理施設の技術基準及び維持管理基準について(図面番号B210-1002)
		ハ	運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。	運転を停止する場合には、バーナ炉の制御バーナと燃焼炉の補助バーナを作動させることにより、燃焼炉内の燃焼ガス温度を摂氏八百度以上に保つよう自動制御する。	適合していると認められる。	・乾溜ガス化装置構造・断面図(図面番号B220-0100) ・産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画 ・産業廃棄物処理施設の技術基準及び維持管理基準について(図面番号B210-1002)
		ト	燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	燃焼炉の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録する。温度の記録は制御盤に設置している記録計で行う。	適合していると認められる。	・排ガス処理装置構造・断面図(図面番号B220-0101) ・産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画 ・産業廃棄物処理施設の技術基準及び維持管理基準について(図面番号B210-1002)
		チ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。	急冷塔において、冷却水を噴霧することにより、集じん器(バグフィルタ)に流入する燃焼ガスの温度を摂氏二百度以下になるように冷却する。急冷塔出口ガス温度を温度センサーで検知し、摂氏二百度以下になるように冷却水の噴霧量を自動制御する。急冷塔出口ガス温度と冷却水の噴霧状態は制御盤に表示させ、運転管理を行う。	適合していると認められる。	・排ガス処理装置構造・断面図(図面番号B220-0101) ・産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画 ・産業廃棄物処理施設の技術基準及び維持管理基準について(図面番号B210-1002)
		リ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度(チのただし書の場合にあつては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録すること。	集じん器(バグフィルタ)に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録する。温度の記録は制御盤に設置している記録計で行う。	適合していると認められる。	・排ガス処理装置構造・断面図(図面番号B220-0101) ・産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画 ・産業廃棄物処理施設の技術基準及び維持管理基準について(図面番号B210-1002)
		ヌ	冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。	保守点検時に内部点検を実施し、冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去する。	適合していると認められる。	・産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画 ・産業廃棄物処理施設の技術基準及び維持管理基準について(図面番号B210-1002)

条	項	号	省令条文	加山興業(株)の事業計画	技術上の基準への適合状況	申請書の記載箇所
		ル	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるようにごみを焼却すること。ただし、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設であつて、当該排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録するものにあつては、この限りでない。	燃焼運転の安定化に努め、燃焼室での燃焼ガスの温度を摂氏八百度以上に保ち、二秒以上滞留させることにより、煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるように運転する。	適合していると認められる。	・産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画 ・産業廃棄物処理施設の技術基準及び維持管理基準について(図面番号B210-1002)
		ヲ	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を一酸化炭素濃度計にて連続的に測定し、かつ、記録する。濃度の記録は制御盤に設置している記録計で行う。	適合していると認められる。	・排ガス処理装置構造・断面図(図面番号B220-0101) ・産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画 ・産業廃棄物処理施設の技術基準及び維持管理基準について(図面番号B210-1002)
		ワ	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第三の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度※以下となるようにごみを焼却すること。 ※ 処理能力2t/h以上4t/h未満の場合、ダイオキシン類濃度1ng/m ³	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が定められた濃度以下となるように、燃焼運転の安定化に努める。燃焼炉での燃焼ガスの温度を摂氏八百度以上に保ち、二秒以上滞留させ、急冷して排ガス温度が二百度以下になるように運転管理を行う。また、バグフィルタと活性炭吹き込みによりダイオキシン類の吸着除去も同時に行う。	適合していると認められる。	・排ガス処理装置構造・断面図(図面番号B220-0101) ・産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画 ・産業廃棄物処理施設の技術基準及び維持管理基準について(図面番号B210-1002)
		カ	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。)を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物)を六月に一回以上測定し、かつ、記録する。	適合していると認められる。	・施設維持管理に関する検査等計画書 ・産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画 ・産業廃棄物処理施設の技術基準及び維持管理基準について(図面番号B210-1002)
		コ	排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	ばいじんについてはバグフィルタで除去し、塩化水素については消石灰吹き込みで中和処理し、ダイオキシン類については活性炭で吸着除去を行う。また煙突に設置している排ガス濃度測定記録計で排ガス中の濃度を連続的に測定し、制御盤に表示させ、運転管理を行う。	適合していると認められる。	・排ガス処理装置構造・断面図(図面番号B220-0101) ・産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画 ・産業廃棄物処理施設の技術基準及び維持管理基準について(図面番号B210-1002)
		タ	煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	煙突から排出される排ガスを水により洗浄・冷却は行わないため、該当しない。	適合していると認められる。	・産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画
		レ	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、第四条第一項第七号チのただし書の場合にあつては、この限りでない。	ばいじんはバグフィルタ下部ロータリーバルブより直接専用の容器に排出・貯留する。焼却灰は乾溜ガス化炉の灰出扉より、専用容器に格納する。上記方法により、ばいじんと焼却灰を分離して排出し、貯留する。	適合していると認められる。	・乾溜ガス化装置構造・断面図(図面番号B220-0100) ・灰出し方法 ・産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画 ・産業廃棄物処理施設の技術基準及び維持管理基準について(図面番号B210-1002)
		ネ	ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあつては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。	ばいじん又は焼却灰の溶解を行わない	適合していると認められる。	・産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画
		フ	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	所轄消防局の指導に従い、消火器を設置する。	適合していると認められる。	・産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画